

令和8年

春の墨田区交通安全運動

実施要領

運動期間

令和8年4月6日（月）～ 4月15日（水）

4月10日は交通事故死ゼロを目指す日です！

スローガン

「世界一の交通安全都市TOKYOを目指して」



ひと、つながる。
墨田区

記録が残っている昭和43年以降、毎日、国内のどこかで交通死亡事故が発生しています。そのため平成20年に、新たな国民運動として「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられました。皆さん一人ひとりが交通ルールを遵守し、正しくマナーを実践することで、交通事故の発生を抑制していきましょう。

重点項目

- 1 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- 2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底
- 4 二輪車の交通事故防止
- 5 放置自転車・放置二輪車の撲滅

第1 目的

交通安全運動をきっかけに、区民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するほか、地域における道路交通環境の改善に向けた取組みに参加するなど、みんなの力で悲惨な交通事故を防止していくことを目的としています。

第2 主催

墨田区交通安全対策協議会 構成団体（順不同）

警視庁本所警察署、警視庁向島警察署、東京消防庁本所消防署、東京消防庁向島消防署、国土交通省東京国道事務所、東京都第五建設事務所、本所交通安全協会、向島交通安全協会、墨田区商店街連合会、墨田区老人クラブ連合会、墨田区立小学校長会、墨田区立中学校長会、墨田区立小学校PTA協議会、墨田区立中学校PTA連合会、墨田区町会・自治会連合会、京成バス(株)奥戸営業所、東京都交通局江東自動車営業所、東日本旅客鉄道(株)錦糸町営業統括センター、東武鉄道(株)とうきょうスカイツリー駅、京成電鉄(株)押上駅、墨田区議会、墨田区教育委員会、墨田区

第3 墨田区内の交通人身事故発生状況（令和7年1月から令和7年12月まで）

	件数・人数	前年比
発生件数	561件	-24件
死者数	2人	-1人
負傷者数	603人	-34人
重傷者数	37人	-3人
軽傷者数	566人	-31人

発生件数のうち、自転車に関与している件数（286件）は、全体の約51%を占めています。

第4 運動の重点

1 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保

次代を担うこどものかけがえのない命を、社会全体で交通事故から守ることが強く求められています。特に登下校の時間帯や新学期がはじまる4月から6月にかけて死者・重傷者が増加する傾向にあります。

令和7年都内のこども（幼児、小学生、中学生）の交通人身事故死者数（3人）は、前年（2人）より増加し、交通事故件数（1,707件）も、前年（1,646件）より増加しています。

【家庭・地域では】

- 交通ルールを守ることの大切さについて話し合い、交通安全意識を高めましょう。
- こどもは大人を見ています。保護者や周囲の大人が交通ルールを守る、横断歩道を必ず渡る、青信号であっても必ず左右を確認する、信号が点滅したら止まるなど、こどものお手本となりましょう。

【歩行者の方へ】

- 信号無視や斜め横断等はやめ、交通ルールを守りましょう。

2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上

近年スマートフォン等を使用しながら自動車を運転する「ながらスマホ」による死亡・重傷事故が増加しています。

また、横断歩道の一時停止が徹底されていないほか、飲酒運転、妨害運転（あおり運転）等の悪質・危険な運転による交通事故が後を絶たないことが社会的な問題となっています。

【運転者の方へ】

- 道路を通行するときは、歩行者や他の運転者に対する「思いやり」の気持ちを持つことが大切です。
- 令和6年11月1日から自転車運転中にスマートフォン等を使用する「ながら運転（ながらスマホ）」への罰則が強化され、また、「自転車の酒気帯び運転」は新たに罰則の対象となりました。
- 同乗者の命を守るために、シートベルトやチャイルドシートの使用を徹底しましょう。

3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底

令和8年4月1日から16歳以上の自転車運転者による一定の交通違反に対して、交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が開始されます。本制度は、青切符による反則告知を行い、一定期間内に反則金を納付すると、刑事手続に移行せず事件が終結します。警察による交通違反処理を簡易・迅速に行い、実効性のある責任追及をすることで自転車関連事故の抑止を図ることを目的として導入されます。なお、交通違反後の手続は変わりますが、自転車に関する交通ルールは今までと変わりません。交通ルールを改めて確認し、安全運転に努めましょう。

令和7年都内の自転車に関与している交通事故件数（13,845件）は前年（13,773件）から増加し、都内全体の交通事故発生件数（30,176件）の約46%を占めています。

また、自転車乗車中のこどもの死傷者数（1,176人）のうち、保護者の自転車に同乗中のこどもの死傷者数（251人）が約21%を占めており、子供乗せ自転車を利用する方の事故が多くなっています。こどもの安全を第一に考えた運転を心がけましょう。

電動キックボードをはじめとする「特定小型原動機付自転車」は手軽な乗り物ですが、交通ルールを守り適切に利用する必要があります。

- ・16歳未満は運転禁止。
- ・自賠責保険（共済）に加入する。
- ・ナンバープレートをつける。
- ・ヘルメットを着用する（努力義務）。
- ・信号や標識・通行可能道路等を必ず確認し、交通ルールを守る。
- ・飲酒運転は禁止。飲酒運転は運転免許の停止、取り消しの対象となります。
- ・「特定原付」のうち「特例特定原付」のみ自転車が通行可能な歩道に限り走行できます。

【自転車を利用される方へ】

- 事故の被害者・加害者にならないためにも、「自転車安全利用五則」を必ず守りましょう。
- こどもはもちろん、大人も交通ルールの遵守・ヘルメットの着用に努めましょう。
- 東京都では、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務付けられています。事故を起こしたときは、自分だけでなく、相手にもけがを負わせてしまうことがあります。これらの場合に備えて、保険等に加入しましょう。

《自転車安全利用五則》

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

【特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）を利用される方へ】

- 免許不要の特定小型原動機付自転車でも、16歳未満は運転禁止です。
- 特定小型原動機付自転車は車道通行が原則です。交通ルールについて理解を深め正しく利用しましょう。

- 特定小型原動機付自転車は、自賠責保険（共済）への加入が義務付けられています。
- ナンバープレートの取り付けが必要です。
- 特定小型原動機付自転車の基準に該当しないものについては、運転免許が必要です。
- ヘルメットの着用が努力義務となっています。
- 飲酒運転は禁止です。

4 二輪車の交通事故防止

二輪車事故は、自動車事故に比べると致死率の高さが顕著です。

令和7年都内の二輪車交通事故死者数（35人）は、前年（38人）より減少しています。

一方で、二輪車交通事故の発生件数（6,095件）は前年（6,023件）より増加しており、特に交差点や交差点付近の事故（3,345件）が最も多く発生しています。

【二輪車を利用される方へ】

- バイクの事故で一番多いのは通勤の途中です。急いでいても、危険を予測し、速度をおさえて時間と心にゆとりをもって運転をしましょう。
- バイクの死亡事故では、頭部と胸部が主な致命傷部位となっています。四輪車とは違い、バイクは無防備です。たった一つの命を守るために、バイクに乗る時はヘルメットのあごひもをしっかりと装着し、胸部プロテクターも着用しましょう。
- 交差点を直進している時に右折してきた対向車に衝突する、「右直事故」が増えています。交差点では速度を落として危険を予測！対向車線の車の動きにも注意し、危険を想定した運転をしましょう！

5 放置自転車・放置二輪車の撲滅

放置自転車・放置二輪車は、歩行者の通行を阻害し、特に障害者や高齢者の安全な通行を脅かしています。さらに、災害時や緊急時の交通の障害となるほか、都市景観を損なうなど様々な弊害をもたらす、大きな社会問題となっています。

【自転車・二輪車を利用される方へ】

- 家庭・地域では、自転車・二輪車を放置しないよう呼びかけるとともに、放置する事による社会問題を認識しましょう！
- 運転者は、買い物などの短い時間でも路上に放置せず、駐輪場・駐車場を利用しましょう！（放置とは、自転車・二輪車から離れてただちに移動することができない状態のことです。）
- 事業者は、自転車・二輪車の駐輪場・駐車場を設置し、放置自転車・放置二輪車を発生させないようにしましょう！

第5 運動の進め方

各関係機関・団体等は、相互に連携を図り、それぞれの所管及び地域の交通実態に応じ、運動の重点を踏まえ創意工夫を凝らした取組みを行い、本運動が区民総ぐるみの運動となるよう努めます。